

協議第24号

消防団の取扱いの変更について

合併協定項目第24号「消防団の取扱い」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年 9月24日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

総務部会 消防防災分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 5~7

協定項目 第24号 消防団の取扱い

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 1. 小林市の制度等に統一する。に変更。(協議事項)

消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。

消防団員の定員については、現行のまま新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。

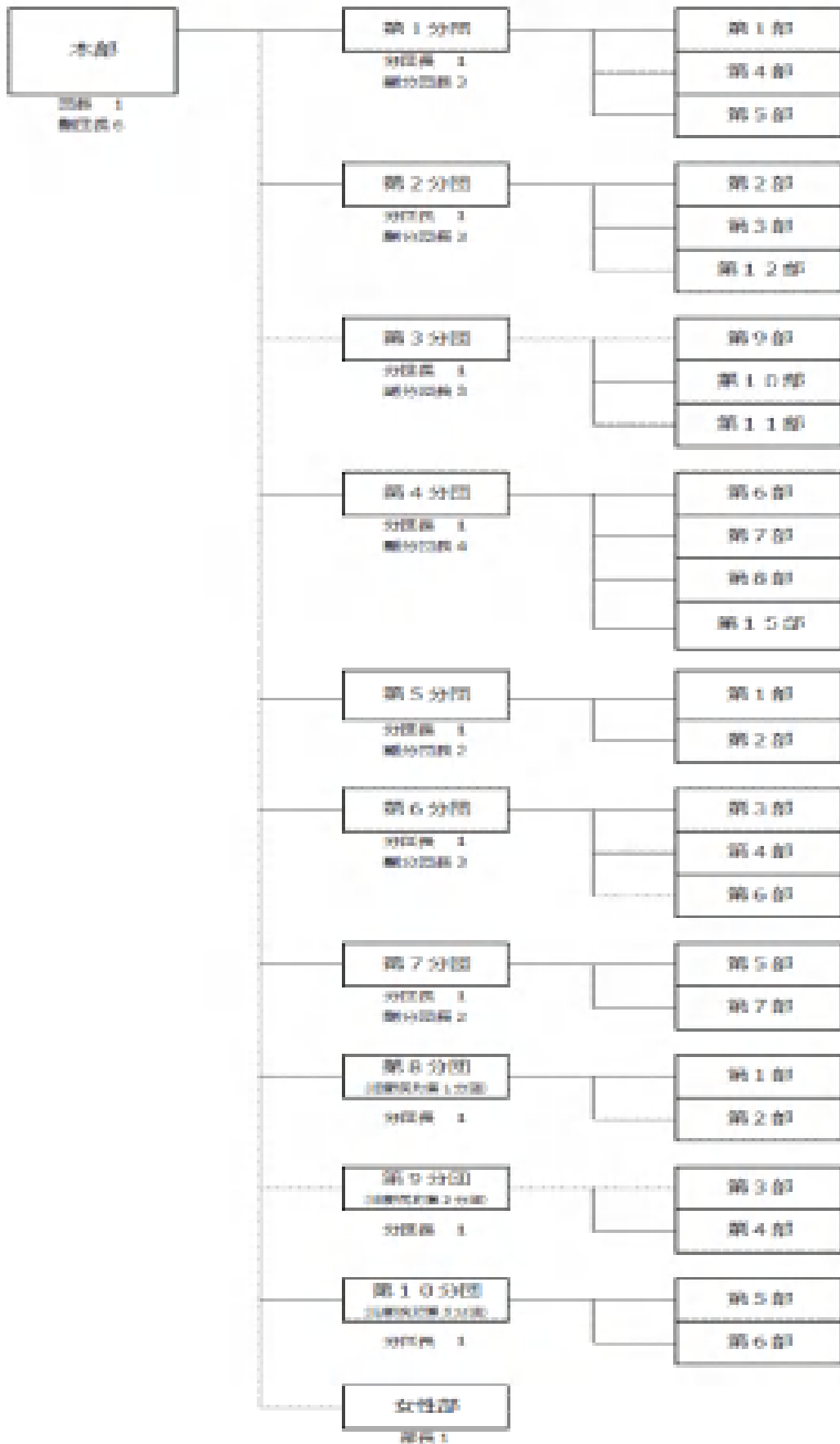
個別調整結果

組織体制及び階級については、小林市の制度に統一する。

別紙に組織図

幹部団員の任期は、小林市の規則を適用し、4年とする。

新小林市消防団組織（案）



協議第25号

防災関係の変更について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(4)防災関係」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年 9月24日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号 各種事務事業の取扱い (4) 防災関係
調整方針	3. 現行のまま、新市に引き継ぐ。 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 に変更。(協議事項)

防災行政無線については、現行のまま新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。

個別調整結果

防災行政無線は現行のまま引き継ぐが、合併に伴い、無線局免許承継申請、無線局名義変更、防災行政用無線局移行計画を合併1ヵ月前までに行い、現行施設を基に移行計画書を作成し、合併後、統合するよう調整する。

MCA無線(庁舎間無線)を合併までに導入し、野尻庁舎に設置、有事の際の通信手段とする。

協議第26号

その他関係（交通安全）の変更について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「（18）その他関係（交通安全）」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年9月24日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号 各種事務事業の取扱い (18) その他関係【交通安全】
調整方針	5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。 1. 小林市の制度等に統一する。 に変更。(協議事項)

交通指導員の勤務日については合併までに調整する。

個別調整結果

交通指導員の処遇(勤務日等)は、小林市の制度を適用する。

協議第27号

生活環境関係の変更について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(10)生活環境関係」の変更について、別紙のとおり提案する。

平成21年9月24日提出

平成 年 月 日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 生活環境分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 14

協定項目 第25号 各種事務事業の取扱い
(10)生活環境関係) > 対象地区・収集体制

調整方針 《収集体制》3. 現行のまま、新市に引き継ぐ。 5. 合併後1年を目処に統合するよう調整する。 に変更。(協議事項)

《収集方式、収集方法》5. 合併後1年を目処に統合するよう調整する。

収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。

処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数(直営・委託)は、現行のまま新市に引き継ぐ。

個別調整結果

一般廃棄物処理実施計画については、小林市の計画を基本とし合併期日までに策定する。

収集箇所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

収集体制については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降の体制については、平成22年度中に調整する。

高齢世帯、独居老人及び障がい者等のうち、ごみ搬出の困難な世帯については、小林市方式で戸別収集する。

収集日については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降は平成22年度中に調整する。